

利用者・業者の皆さまへ

ひので斎場利用制限の継続について

令和3年3月21日
秋川流域斎場組合事務局

新型コロナウイルス感染症の拡大による国の緊急事態宣言発出は令和3年3月21日で解除されますが、東京都では「段階的緩和期間(リバウンド防止期間)」が措置されました。ひので斎場でも感染症再拡大防止のため、利用制限を継続いたしますので、ご協力をお願いいたします。

継続する制限内容

- ① 火葬場待合室・式場会席室での食事の提供は20人以内とします。
- ② 制限人数内での食事は席間隔を空けた中での個別弁当類の提供とします。
大皿に盛る料理及び飲酒は禁止します。
- ③ お茶セット(茶葉、急須、湯飲み茶碗)のサービスを休止します。(電気ポット利用可)
- ④ コロナ遺体受入れ対応の為、午後2時の一般火葬は制限(休止)日を設けます。
- ⑤ 制限期間は原則、東京都段階的緩和期間終了までの間とします。

従来からの協力要請・制限等

- 少人数での施設利用(式場については親族中心の小規模な通夜・告別式の実施)
- 「マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット」の励行
- 式場・火葬場待合室入場の際にはサーモグラフィーによる体温検知の実施
- ソーシャルディスタンス(人と人との間に一定の距離を保つこと)を守るため、これに配慮した施設の使用(参列、椅子の着席、食事場所等)
- 式場棟、待合棟における換気の励行
- 通夜・告別式の記帳簿の保管と情報提供の協力
(陽性反応者、集団感染が発生したときに、濃厚接触者及び感染経路を特定するため、保健所等関係機関で必要となった場合等)
- コロナ陽性反応者遺体の火葬は、万全の感染症対策準備後、午後2時以降の指定時間に受入れ、骨壺に収骨してお返しします。(遺族の来場は不可)

※この取り扱いについては、状況の変化により急遽変更する場合があります。

※公共施設として皆様の生命・安全を守ることを最優先にした対応としてご理解ください。

【問合せ】 秋川流域斎場組合事務局 042-597-2131